

○ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準案に関するパブリックコメントへの  
 主なご意見及び国土交通省の見解・対応等について

※ 主なご意見について、要約・簡素化しております。

主なご意見	見解・対応等
<p>「新設特定公園施設等について、移動等円滑化基準を定める」とあるが、新法では十三条に「特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは」と述べており、増築、改築について言及がないのはおかしい。</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項において、「新設、増築又は改築」に係る特定公園施設を「新設特定公園施設」と定義していますので、特定公園施設の増設、改築の際にも都市公園移動等円滑化基準（以下、「基準」と表記）の適合義務が課せられます。また、既存の施設については、基準適合の努力義務が課せられます。</p>
<p>園路等の表面については、「硬く締まり、表面や目地による小さな凹凸がなく、かつ滑りにくいこと」とすべき。</p>	<p>基準においては、園路等の表面の基準を「滑りにくい仕上げがなされたもの」としており、設計仕様の標準、配慮事項を都市公園の移動等円滑化基準ガイドライン（仮称）（以下、「ガイドライン」と表記）に明記する予定です。</p>
<p>階段の段鼻部分について、認識しやすくするよう明度および彩度に配慮すること、および、夜間に階段だと認知できる十分な照度を確保すること。</p>	<p>階段の段鼻の明度、照度の確保については、都市公園においては景観・風致等に配慮する必要があることから、必要な場合の設計仕様の標準、配慮事項をガイドラインに明記する予定です。</p>
<p>出入口について、「長さ150cm以上の水平部分を設置すること」としているが、こう配に関する基準を考え合わせると、事実上そのような水平部分を出入口に設けることができない場合がある。この場合の基準の扱い（水平部分を設けるべき範囲、方法等）を示す必要がある。</p>	<p>基準において園路の水平部分の確保については、「やむを得ない場合は、この限りでない」としており、やむを得ない場合の考え方をガイドラインに明記する予定です。</p>
<p>水飲場関係、手洗場関係について構造の基準が不明確。</p>	<p>飲み口までの高さ等、設計仕様の標準、配慮事項をガイドラインに明記する予定です。</p>
<p>公園内通路の一方が段差や行き止まりで通り抜け出来ない場合、入口に標示しておく必要がある。</p>	<p>移動等円滑化された園路・広場等の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、基準を満たす園路及び広場の出入口付近に設けなければならない旨を規定しました。また、通路の分岐点における行き止まり表示等についてはガイドラインに明記する予定です。</p>
<p>掲示板関係、標識関係について構造、表示方法の基準が不明確。</p>	<p>掲示板、標識の高さ等、設計仕様の標準、配慮事項をガイドラインに明記する予定です。</p>

※いただいたご意見については、本件（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）に直接関係のないものも含め、今後の都市公園行政の参考とさせていただきます。